

唐鈔本唐令の一遺文 (四、完)

那 波 利 貞

十

第三は刪定撰上官の姓名の中の二三の異同の問題である。私は前に『文苑英華』所載の『詳定刑名制』に於て孝友益とあるものが李友益の誤傳ならむことを『冊府元龜』と『唐會要』との文に據りて論じたるが、此の遺文には明に李氏に作りて孝氏に作らず、古寫本が必ず正しいと謂ふ譯ではないが、此の場合に於てはやはり李氏の方が正しくはないかと思ふ。何となれば書籍所傳の上に於て既に兩説存する上に李と孝とは容易に誤寫される懼のある文字であるからである。獨り其の名の友益が友鑿に作られるのは如何なる故ぞや。『詳定刑名制』以下諸書の記載皆友益に作りて友鑿と爲れるを見ず、而して此の人の本傳は新舊兩唐書にも見當らぬ様であるから字^{アガナ}などを以て推定することも出來ぬ。

趙文恪は『詳定刑名制』『唐會要』何れも趙文恪に作つてあるが、獨り『冊府元龜』のみは趙文に作つてある。而して此の遺文にも趙文とあるのみならず、文の字の下部に紙面の破損ありとも見えぬ。

元紹は『詳定刑名制』『冊府元龜』何れも元紹に作り、『唐會要』に於ては元詔に作るが、此の遺文にて

は缺けて居つて如何なりしか知ることが出来ぬ。

高敬言は『詳定刑名制』『頒行新律詔』『唐會要』何れも高敬言に作り、『冊府元龜』は高警に作れるが、此の遺文にては高敬言に作つてある。

斯くして此の遺文所見の李友鑒、趙文、元紹、高敬言と、一部通行書籍所傳の李友益、趙文恪、元詔、高警との差異の是非が問題と爲るのであるが、私は立説の便宜上、先づ高敬言、高警の問題より論ずることとする。

高敬言、高警の是非問題に於ては、私は高敬言が正しくして、高警は唐代の習慣にて二字を一字に書することより誤傳せられたる誤謬ではなからうかと思ふのである。唐代に二字を一字に集めて書する風習ありしことは、燉煌文書に於ても其の實例が可なりに發見せられる。例せば佛國々立圖書館所藏第參貳五四號の紙背文書の如きがそれで、紙表は『論語』先進篇の唐寫であるが、其の紙背には宣宗の大中六年(西曆八五二年)十月の年紀も明確なる次の如き狀文がある。

南至索顔子及子渠北至

子渠及濟怯陀東渠請地壹段拾肆畦

右通入戶及田地一々口 但前請 處分

牒件狀如前謹牒

大中六年十月 日

百姓 翁安子 謹狀

又第參壹五五號の紙背に次の如き請願並に立契文書もある。

神沙郷百姓翁賢威

右賢威父祖地壹拾參畝請在南沙上灌進

渠北臨大河年々被大河水漂並入大河寸

畔不殘昨蒙

僕射阿郎稔□地稅伏乞與後給充所

着地子布等數夫等伏請 公憑

天復四年歲次甲子捌月拾柒日立契神沙郷百姓僧

翁法性有口分地捌畝請在孟受^{兩畦}下界爲要物色^{陽具渠}

用度遂將前件地捌畝遂共同郷隣近百姓

價員子商量取員子上好生絹壹疋長

捌綜、穉壹疋長貳仗伍尺其前伴地租與員子貳拾

貳年佃種從今乙丑年至後丙戌年末却付

本地主其地內除地子一色餘有所着差稅一仰

地主^{各支}祇當地子逐年於 官員子還納渠河口

作兩家半從今已後有 是教行下亦不在譌

□之限更親 如及別稱忍主記者一仰保人

祇當隣近竟上好地充替一定已後兩々

對面平章更不休悔如先悔者付

□狀入 官恐後無憑立此憑檢

地主僧 獮 法 性

見人 吳 賢 信

見人 采 員 住

見人 都司判官汜恒忒

見人 □□□陰再愈

見人 押衙 張

都 虞 候 盧

此の后者の立契文に見ゆる百姓僧、又は地主僧なるものは、其の實際生活は百姓にして戸籍上に於て出家して僧籍に在る者で、蓋し賦役を忌避せる不正なる百姓である。彼等は事實上妻もあり子もあり、耕作に従事し、戸籍面にて僧侶たる爲賦役を免せられるのである。唐代に此の種の僞僧の夥多しかりしことは従來周知される所であるが、當時その或る者を百姓僧などと一般に稱呼し、彼自らも其の稱を甘受自稱せし習慣のありしことは、あまり知られて居らぬと想はれる。『舊唐書』玄宗本紀に
開元二年春正月丙寅。紫微令姚崇上言。請檢責天下僧尼。以僞濫還俗者二萬餘人。

とあり、又『新唐書』卷百二十四、姚崇本傳にも此の事を記して

中宗時。近戚奏度僧尼。濫戸彊丁。因避賦役。至是崇建言。佛不在外。悟之于心。行事利益。使蒼生安穩。是謂佛理。烏用姦人以汨真教。帝善之。詔天下汰僧僞濫髮而農者。餘萬二千人。

など見ゆる僞僧の中には、蓋し此の文書所見の如き百姓僧をも含み指すかと思はれる。却説此等の文書に見ゆる百姓又は百姓僧の姓は、支那にて珍らしからぬ令狐氏である。令狐氏は時には令狐氏とも書かれるが、こは胡族出自の者の姓なる爲、音譯上種々に書かれるのであらう。例せば乾隆四年校本の『新唐書』の如きは目錄にて令狐德棻と爲し、卷一百二の本傳にては令狐德棻に作つて居る。天復

四年(西曆九〇四年)歲次甲子是唐末の昭宣帝の天祐元年である。而して右に例擧せるものは何れも民間にて製せられたる根本文書なれば、少くとも宣宗時代より唐末に互りて令狐の二字姓を一字の單姓なるかの如く一字に集めて獮と書ることが一般普通の習慣なりしことを知り得、大英博物館所藏の燉煌文書、登錄番號スタイン氏將來文書第壹四七五號の紙背にある唐代の立契文書等貳拾通の中の第七番目の『賣紫隄牛契書』にも、牛主獮寵々年廿九、或は保人獮小郎年卅九なども見えて居る。茲には令狐氏を例擧したが、大體二字姓や二字の名を一字としたり、二字を集めて一字とする風習は唐代を通じて普通に行はれたるもの如く、私が曩に『歴史と地理』第參拾參卷、第壹號より第四號に互り『正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて』にて紹介したる佛國々立圖書館所藏の第參六六九號紙背の唐の大足元年(西曆七〇一年)の『沙州燉煌縣効穀鄉戶籍殘卷』や、第貳五九貳號紙背及び第參參五四號の紙背なる唐の天寶六載(西曆七四七年)の『燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里戶籍殘卷』などにて、各戸にて受け居りたる田地の位置と四至とを記する場合、自己の田が自田に隣する場合に書すべき自田の二字を一字として畵とせること一般普通の習慣なりしもの如く、自田と書すべき場合は必らず畵の一字とせられて居る。斯様なる習俗の唐代より五代に互りて行はれたることを考慮すれば、敬言の二字を時には一字に集めて警と書したりとも推察せられ得べく、之より傳寫の間に遂に書籍の上に於ても警と爲されたることも有り得る譯にして、『冊府元龜』は則ち此の習俗よ

り緣由して警に作り傳へたるものならむと思はれ、此の遺文に據りて此の人は眞實には高敬言が正しいのではなからう歟。『新唐書』卷一百四、張易之傳に司刑正賈敬言なる人あり、敬言なる人名は唐代には普通に行はれて珍らしからぬものなりしかと想はれる。

然らば此等四人の中、最も難解なるは李友益、李友鑒の是非と、趙文恪、趙文の是非との問題である。人ありて或は謂はむ、李友益、趙文恪が此の『第五斷簡』に於て李友鑒、趙文と爲れるは誤寫には非ざるかと。然し私は遽かには之に贊同し得ない。何となれば律令の書の如きは國家政教の軌範たれば、地方官署に備付くる謄寫副本には、深き注意を拂ひ嚴正なる校勘を加へて一字の誤差の無いことを期したるに相違なかるべく、乃ち此の遺文も沙州寫律令典の趙元簡が初校を、典の田懷悟が再校を、それ／＼加へ、而も校勘の責に任すべく兩人が卷尾に官職姓名を明記せるのみならず、其の監督官廳たる涼州都督府の官吏たる涼州法曹參軍の王義が檢閲を加へて認可したる權威ある官文書なれば、此の殘簡の本文は言ふに及ばず、刪定官諸人の官銜、姓名に於ても些の誤寫無きを期したるものであらう。既に斯く慎重に誤寫無きを期したる官文書なる以上は『文苑英華』、『唐大詔令集』、『冊府元龜』、『唐會要』等に傳寫刊行せられたるものよりも更に一層の信を之に置かなければならぬ。地方官署公用の爲の律令の原本副本たる性質上、斯く考察せざるを得ない譯である。然るに『冊府元龜』の所傳記載のみが此の遺文に合致して、『詳定刑名制』其他の記載悉く趙文恪に作られあり、又た李友鑒は何れの

記載とも全然一致しないのである。

彼の唐の名臣なる李勣は本來は徐世勣にして、李密の部下として右武侯大將軍たりし時は徐世勣であつた。然れば『新唐書』卷八十四、李密傳などでは明に徐世勣と記してあるが、唐の高祖の幕下に入り高祖より特に李姓を興へられてより李世勣と改められ、次で李勣と爲つた。其の李勣と稱するは高宗時代のことに屬する。それは太宗李世民的崩去後に世の字を避諱したものである。支那に於ける避諱闕畫の習慣に就きては學者間に二説ありて、生存中の天子の御名は避けず闕かずといふ説と之をも避諱闕畫すといふ説とがある。其の何れが是なるかは研究を要し、容易に斷定的結論を下し難いが、『新唐書』卷二、太宗本紀にては悉く李世勣と書しありて、

貞觀三年。……十一月庚申。并州都督李世勣。爲通漠道行軍總督。

よりははじまりて、貞觀十五年十一月癸酉、同十七年三月丙辰、同年四月己丑、同十八年十一月甲午、同十九年四月癸亥、同二十年六月乙亥、同二十一年三月戊子、同年五月庚戌の各條より同二十三年五月戊午の條の

貞觀二十三年……五月……戊午貶李世勣爲疊州都督。

に至るまで悉く李世勣と記して避諱して居らず、その卷三、高宗本紀に入るや、貞觀二十三年五月己巳の日の太宗崩去日以後なる爲にや、忽ち

貞觀二十三年……六月……癸未。長孫無忌爲太尉。癸巳檢校洛州刺史李勣爲開府儀同三司。參掌機密。

と記載して李世勣と記さず、引き續き永徽元年十月戊辰、龍朔元年九月癸卯、乾封元年十二月己酉、同二年九月辛未、總章元年二月壬午、同年九月癸巳の各條悉く世の字を避けて居る。而して此の太宗本紀所見の李世勣と高宗本紀所見の李勣と同一人なることは『新唐書』卷九十三、李勣本傳に載する事蹟に徴して全然疑の無き所である。しかも李勣本傳には

勣本二名。至高宗時。避太宗偏諱。故但名勣。

と明記してあり、中宗の神龍年間(西曆七〇五—七〇六年)衛尉少卿兼修國史修文館學士たりし吳兢が太宗文皇帝の嘉言善行良法美政を編類したる『貞觀政要』卷二、論仁賢の篇には明に李勣と記しその註に

本名世勣。字茂功。永徽中。以犯太宗諱。單名勣焉。

とあり、その避諱を永徽中としてあるが、『新唐書』高宗本紀の記載と參稽すれば貞觀二十三年五月己巳日の太宗崩去後、高宗即位間もなく避諱したるものと察せられ、遅く見れば永徽元年のことであるかも知れぬ。然らば少くとも李勣に關する限に於ては、太宗の生存時代は避諱せざりし譯にして『新唐書』李密傳にて徐世勣に、太宗本紀にて李世勣に、高宗本紀や『貞觀政要』にて李勣に書き分けあ

るも、これが明確なる爲であると思はれる。即ち生存中の天子の御名は之を避けなかつた一の例證である。然るに同じ『新唐書』の中にて天子在世中にその御名を避けたることを確言せる箇所多々あり、例せば卷八十一、三宗諸子傳の中に、睿宗の子なる惠文太子李範のことを記して

惠文太子範。始名隆範。玄宗立。與薛王隆業。避帝諱。去二名。

とありて、睿宗の子が輩行を示す爲、隆の一字を共有せしも、その一人なる李隆基が玄宗として帝位に登りし爲、同輩行の李隆範・李隆業等が等しく帝諱を避けて李範・李業と改名したといふのである。これ明に時の天子の御名を避けたる一例證で、かゝる實例より觀れば避諱闕筆は前代迄か將た時の天子の御名をも避くる習慣なりしか、史籍に傳ふる記載上の史實に於て相一致せぬものがあり、輕率に確定的な學説を立て得られぬと思はれる。

右の意味に於て確定的の學説は立て得られぬとしても、兎に角、李世勣が李勣と改名し、李隆範が李範と改名したることの太宗や玄宗の名を避けたるに在ることだけは疑の無いことであるが、趙文恪の趙文に於ける、李友益の李友鑒に於ける差異は避諱の様にも考へられぬ。何と爲れば、彼等の生存時代の時の天子高宗の御名迄をも避けたりと觀ても、高祖七世の祖は李嵩。次は李歆、次は李重耳、次は李熙、次は李天賜、次は襄公李虎、次は仁公李昉、次は高祖神堯皇帝李淵^{ウツナ}字は叔徳、太宗文武聖皇帝李世民、今上(高宗)李治^{アサナ}字は爲善、その何れにも恪とか益とかの字面は存せぬからである。又た

高季輔は本名は馮であるが字を以て専ら行はれ、自らも字の季輔を以て『五經正義』奏上本に署名して居る實例もあるが、趙文恪、李友益の字は今日遽かに之を知らざれば、結局『詳定刑名制』の文を信する限に於て右に述ぶる論理より謂へば、此の趙文と李友益との二人の名の差異問題は今のところ大なる疑問として保留するより他に適當なる方法が無い譯となるのである。

右は理論上の解釋であるが、如何に誤寫無きを期しても、絶對的に之を期することは不可能事にして、それこの虞あるが爲に初校、再校も必要なのであり、事實としては此の沙州官署備付の『永徽令』副本にも正誤の一另片が或は各卷尾毎に、或は別に一卷として附隨したのではあるまい歟。筆もて寫せる官文書、殊に政教の典範たる律令の書寫本なる爲に、或は誤寫の文字を塗抹し或は水に浸して墨色を褪せしめて書き改むることは、將來の惡意の改竄塗抹を豫防する方法に非ざるを以て、若し本文に一二の誤寫脱漏を生じたる場合には、本文は其の儘として筆を加へず、另片、別卷の正誤補脱本に於て之を公に立會承認し、第幾卷、誤寫幾字、脱漏幾字と明記し、本文を活用する場合には必ず此の另卷と参照したのではあるまい歟。正誤補脱と謂ひても、本來が誤寫無きを期したる譯なれば僅々若干字を出でざるものなるべく、自然當事者は容易に之を諸記し得たものと想はれる。

斯くの如き解釋の見地より觀れば、此等の諸斷簡にも極めて稀有のことではあるが、一二の誤記や脱漏は有る様で、例示すれば『第壹斷簡』の右より第三行目第四行目に互る本文の書史四人は書史四人

なるべく、『第壹斷簡』の右より第拾六行目の内直監二人の條の註の繳扇は繳扇なるべく、『第參斷簡』の右より第拾壹行目の本文の亭長二人掌固二人なるべく、『第四斷簡』の右より第七行目の戸曹參軍事二人の條の註の弋獵之事は、弋獵之事なるべく、『第五斷簡』の初行の承は丞なるべく、同じく右より第九行目の宇文節の官銜なる銀青光祿大夫行黃侍郎輕車都尉平昌開國公の黃侍郎は黃門侍郎なるべく、平昌開國公は平昌縣開國公なるべく考へられる。『第參斷簡』の右より第貳拾八行目の師一人の條の註の參議可不は必しも誤記なりとは謂へず、詩などでは平仄韻字等の關係より時々可不とも慣用して不可を否定の文字に用ひたる慣例もあり、散文に於ても試に坐右にある仿武英殿本『漢書』に例を採りて見ても、卷四十九、鼂錯傳の中に問の辭として

上問曰。道軍所來。聞鼂錯死。吳楚罷不。鄧公曰。吳爲反數十歲矣。發怒削地以誅錯爲名。其意不在錯也。云々

とあり、卷六十八、霍光傳の中に昭帝崩後、昌邑王賀を迎立することを述べたる條に〔田〕延年曰。將軍爲國柱石。審此人不可。何不建白太后。更選賢而立之。〔霍〕光曰。今欲如是。於古嘗有之不。

とあり、霍光の薨去後、大夫人顯の夢の事を記す條に

顯夢第中井水溢流庭下。竈居樹上。又夢大將軍謂顯曰。知捕兒不。丞下捕之。

とあり、卷七十二、龔勝・龔舍傳に、龔勝が會議に於ける發言を記して

後數日。復會議可復孝惠孝景廟不。議者皆曰宜復。

とあるなどは、何れも否の字の意に使用せるものである。斯く先例は無いことは無いが、口語ならざる散文にては、やはり參議可否と書するの穩當なるには若かぬと思はれる。但しこれは此の儘と致しても誤記とはならぬ。

斯く極めて稀有ながら誤記誤脱あるなれば、遺文所見の趙文は趙文恪とあるべき恪の字の誤脱、遺文所見の高は高季輔とあるべき季輔の二字の誤脱、遺文所見の李友鑒は李友益の誤記ならむと簡單に考ふるも一應は成立し得る説ではあるが、無論斯様に考定するは積極的考據の無きのみならず、その他にも何等の理由のあるものに非ず、單に非學問的なる一個の推測たるに止まる。唯前述の通り高季輔のみは、散官としては從二品官階、職事官としては正三品官階にして『大唐六典』所掲の唐代の規定上、姓名併署せざるべからざる人なりと謂ふ理由存すれば、季輔の二字の誤脱たることに何人も異存は無からうが、趙文、李友鑒の問題は容易に是非を決定し難い。

然れども私は敢て趙文が正しくして趙文恪が誤傳ならむと謂ふ新説を茲に提出せむとする者で、施いて或は李友益、元詔が誤傳にして李友鑒、元詔が正しいのではあるまいかと考へるのである。かゝる鄙見に對しては或は其の無暴にして非學問的なることを嗤ふ諸賢もあらむが、要するに根本史料た

る此の遺文に見ゆるものが正しくはなからうかと謂ふ鄙見である。

『文苑英華』所掲の『詳定刑名制』に明に給事中趙文恪とあるものを趙文の誤傳など謂へば、『文苑英華』所掲の該制の文を疑ふ譯であるが、此の制の文とても、既に編纂物たる『文苑英華』に掲げられたる以上は誤傳無しとは保證出來ぬ。現に中書舍人孝友益の孝は明に李の誤傳である一例もある。然れば『文苑英華』所掲の此の制の文も其の悉くを信ずる譯に行かぬ。殊に趙文恪の場合に於て然りとす。『詳定刑名制』其の他の書籍の所傳、並に此の遺文に於て、此の趙氏が給事中なることは一致せる所で、門下省の給事中は正五品上階の職事官、而して遺文所見の朝請大夫は從五品上階の文散官なれば、此の趙某が姓も名も署すべき筈の人なるは疑を容れぬ。而して『新唐書』にも『舊唐書』にも趙文恪なる人の傳はあるが趙文なる人の傳は無い。而も不可思議視すべきことは兩唐書所見の趙文恪の閣歴にして、兩唐書列傳所見の趙文恪が『永徽律令』刪定に與りし趙文恪なるや否や疑問なることである。『永徽律令』の刪定撰上事務は『詳定刑名制』に見ゆる通り、高宗即位後の事にして永徽二年(西曆六五一年)閏九月に成就したのである。高宗即位後、直に刪定事務を開始したりとしても、貞觀二十三年(西曆六四九年)五月己巳の日太宗崩去日以後のことにして、今少しく妥當に考ふれば永徽元年(西曆六五〇年)正月以後の事に屬するに相違なからう。然らざれば『詳定刑名制』に見ゆる「太宗文皇帝……削繁苛之峻法。道臻刑措。二十餘年。……玉几遺訓。重令刊改。……於是仰遵先旨。旁求故實。詔太尉揚

州都督監修國史上柱國趙國公無忌……詳定法律。酌前王之令典。考列辟之舊章」といふ文句が不可解となる。而も『頒行新律詔』に於ては明に「削煩苛之峻法。道臻刑措。二十三年。玉几遺訓。重令刊改」と記して少くとも貞觀二十三年五月太宗崩去後にあらざれば謂ひ得ざる文句と爲つて居る。一步を譲りて如何に早く見ても貞觀二十三年(西曆六四九年)六月以後のことではなければならぬ。

然るに『新唐書』卷八十八の趙文恪傳を見ると、

趙文恪、并州人。爲隋鷹揚府司馬。義兵起。授右三統軍。武德二年擢都水監。封新興郡公。時中國經大亂。馬耗。會突厥講和。詔文恪至并州。與齊王誘市邊馬以備軍。劉武周寇太原。屬城盡沒。李仲文守浩州。兵力孤絕。齊王使文恪率步騎千餘助守。會太原陷。遂棄城遁。詔下獄死。

とあり、『舊唐書』卷五十七の趙文恪の傳にも大體同じことを記して居る。而して此の時太原に寇したるものは劉武周の部將なる宋金剛にして、太常少卿李仲文が浩州に籠城したるは『新唐書』卷八十六、劉武周傳に徴しても武德二年(西曆六一九年)中のことである。然るに趙文恪は、李仲文援助の爲に兵を率ゐて走せ參じながら、之を援ひ得ず、其の爲唐の高祖の怒に觸れて殺されたのである。『舊唐書』の本傳にては明に「及太原爲賊所陷。文恪遂棄城遁去。坐是賜死獄中」と記してあるから、太原の陥つて後、あまり歲月の經過せざる頃、獄に下されて殺されたるに相違なく、趙文恪の死は早ければ武德二年の年末までの間、如何に遅くとも武德三年中のことに相違なからうし、武德四、五年の頃(西曆六

二一―六二二年)には彼は既に此の世に生存せぬ筈である。之に對し『永徽令』の刪定は遅くとも永徽元年(西曆六五〇年)正月には着手せられたるならんれば、此の時新舊兩唐書の列傳に見ゆる趙文恪なる人は既に參拾年前に黃泉の客と爲つて居る譯である。従つて新舊兩唐書の本傳に掲げらるる趙文恪と、『詳定刑名制』や『唐會要』に見ゆる趙文恪とは勿論同性名の異人と觀なければならぬ。而も『冊府元龜』と此の遺文とは趙文とありて人を異にするのみならず、同姓なれども名を異にして居るのである。斯く考察する時は『永徽令』刪定官の一人なる趙文恪は趙文恪とありても兩唐書の列傳に見ゆる趙文恪とは竟に人を異にせる譯で、つまり同名異人であつたと解釋せられるが、私は『詳定刑名制』や之に基く『唐會要』の記載が或る時代に於て誤傳せられ、偶々恪の一字の有無の差のみしかなかりし二人の趙が單一人の趙の如く考へられる様な誤を生じ、今日傳はる『詳定刑名制』の文の上にては、本來趙文とありし筈のものが、いつの間にやら趙文恪と傳へらるる様になり、而も兩唐書に趙文の傳が無い爲に、此の混同視せる誤傳が今日に至る迄甄別せられずに看過されたものではあるまいかと想はれる。矧んや同じく傳寫刊行せられながら『冊府元龜』には趙文と傳へられ、今又此の根本史料たる遺文に趙文と明記せられざるをやである。仍つて私は『詳定刑名制』『唐會要』の趙文恪は趙文の誤傳にして、『永徽令』刪定官の一人なる趙は恐くば趙文といふ給事中の官の人なりしならむと考へる者である。

李友益は新舊兩唐書にその本傳見えす、而も『詳定刑名制』『冊府元龜』『唐會要』何れも其の名を友

益と傳へて容疑議論の餘地も無さそうであるが、『冊府元龜』にしても『唐會要』にしても其の基く所は『詳定刑名制』に在らむなれば、此の制の文に早く誤傳あらば自ら二書に於ても誤記せられる譯なれば、『詳定刑名制』の當年の原本の無き今日に於ては、燉煌出土の官署備付公用本なりし『永徽令』巻尾殘簡の方を史料的价值に於て『文苑英華』所收の『詳定刑名制』の文よりも優れたるものと見なければならず、此の遺文を信ずれば李友鑒の方を正しいと見なければならぬのであるが、前述の通り此の遺文にも誤記脱落は皆無ではないのであるから、絶對的のことは謂へぬ。又た趙文の場合に於けるが如き多少の論據も無いのみならず、却つて『新唐書』卷一百六、杜正倫傳などには「中書侍郎李友益。〔李〕義府族也。」とか、「高宗惡之。出正倫爲橫州刺史。流友益峯州。」と見えて李友益に作つてある。鑒益兩字は行草書とすれば魯魚の誤を生ずべき類似の文字ではあるが、此の遺文にては明かなる楷書なれば、傳寫に際して不注意なる爲に誤られたりとも考へられず、之は尙ほ後考を俟たざるべからざる譯であるが、趙文に關する事情より類推すれば、或は李友鑒が正しいのではあるまい歟。

元紹に至りては此の遺文に於て缺損すれば、茲にては問題外である。しかもこれ亦學問的には何とも論定し得ざれば、斷案を保留して後考に俟たざるべかざることは李友鑒と同様であるが、詔の字は詔制・詔詔の詔にして個人の命名に際しては多少憚るべき文字たるのみならず、『新唐書』卷九十に許紹、柴紹の二傳あり、同書卷一百二、令狐德棻傳に中書舍人孔紹安なる人名あり、同書卷一百九、楊

季昭傳に駙馬都尉の辭紹、祝欽明傳に太常博士の唐紹なる人々あり同書卷一百四十九に王紹の傳あり、紹の字は唐代に普通に行はれたる人名文字らしければ、恐くは元紹が正しいのではなからう歟。

第四は此の遺文の書寫年代である。之は喋々考證する迄もなく、愛書家、好事家が古令保存の目的の爲に寫録したるものでなく、沙州燉煌縣の官署備付けの公的寶典とする爲に、沙州の寫律令典が公式任務として書寫したるものなれば、既に改制廢棄せられたる舊令を寫す筈もなく、之は當時將に發布せられむとするもの、或は發布後間もないものを實用上の目的より寫録したるに相違なからう。而して『永徽令』は永徽二年閏九月十四日に撰上せられて天下に頒たれたるものなること『文苑英華』所載の『詳定刑名制』が同日附の制と爲れることにて明なれば、少くとも同年九月初には既にその定本は成り居りし譯にして、將に公布實施期に近づける爲、或は天下各都督府に豫め原典副本を下して、各州の寫律令典をして、その謄寫に従事せしめしものとも考へられ、少くとも公布直後に各州の寫律令典はそれ／＼の都督府に出張して、中央政府より各都督府に到着せる原典副本の謄寫に従事したること疑を容れぬ。その何れにしても此の遺文殘簡は永徽二年(西曆六五一年)閏九月頃の寫録に係るものなるべく、いかに遅しとしても永徽三年正月以後に降ることは無からうと想はれる。斯く觀察する時は此の遺文は、實に今日より正しく壹千貳百八拾餘年前の古寫本にして、而も公式に寫されたる官文書なる上に、事實上沙州地方の實際政治を行ふに當りての軌範として地方官に寶典とせられたるもの

なれば、眞に今や天壤間の孤本とも稱すべき貴重なる殘簡なりと謂はねばならぬ。

第五は今日『大唐六典』や『舊唐書』職官志、『新唐書』百官志の上に傳へられる唐代官職名の若干につきて其誤傳せるものを訂正し得ることである。一例を示せば『大唐六典』は其の編纂に當り開元二十五年制定の律令格式のみに基準を取りたるものには非ずして、それよりも前の舊律令格式及びその修正の勅にも據りたるものならむこと、既に『東方學報』東京第二冊所載の仁井田陞、牧野巽兩氏の『故唐律疏議製作年代考(下)』にも指摘せらるる所で、實際開元二十六年に至り突如として創作的に開元二十五年の律令格式のみによりて成る筈もなく、唐初以來幾度かの律令格式の公布、刪定、修正を経て幾變遷を重ね以て開元年間に及びたるものなれば、『大唐六典』撰上の際は善く諸官職の淵源沿革を討ねて取捨し、必しも悉く開元二十五年の制にのみ據つたものでなからう。而して『大唐六典』と『永徽令』とは官制の變遷上、官名員數等にて一致する筈のものではないが、尙ほ『大唐六典』の研究上參考と爲る點が尠くない様である。

『大唐六典』卷二十六、太子内坊の條は此の『永徽令』殘卷の『第壹斷簡』の尾部に對比すべき個所であるが、『大唐六典』では太子内坊の長官なる典内の職掌につき次の如く述べて居る。

典内。掌東宮關内之禁令。及官人糧廩賜與之出入。丞爲之貳。凡任典直以儀式。導客主之僮序。任關師以門戶。任内關以出入。任給使以繳扇。任内廐以車輦。任典事以牛馬。典内統而監主之。

とあるが『第壹斷簡』には文句措辭は多少異なるも大體同様の事を書して、閣内が閣内に作られて居り、官人糧廩が宮人糧廩に、閣師が閣師に、それぞれ作られてある。之は次の考據によりて閣内、閣師が正しいらしい。

『大唐六典』の刊本は普通に明の正徳本を以て最古と謂はれたが、近年南宋紹興刊本が発見されて居る。之は完本ではないが、全部にて十五卷あり、これ文學士玉井是博氏が『支那學』第七卷第二號に『大唐六典及び通典の宋刊本に就いて』と題して紹介せらるるもの、更に同氏は『京城帝國大學文學會論纂』第一輯の『東方文化史叢考』中に『南宋本大唐六典校勘記』なる勞作を發表された。此の紹興刊本は卷四乃至卷六、卷十六乃至卷二十七を缺き居れば、此の『永徽令』殘卷と對照し得るは卷二十八、太子左右衛及諸率府の條以下、卷二十九、諸王府公主邑司の條の卷頭までである。古刊本が必しも文字に誤なしとは保し難いが、少くとも此の紹興刊本『大唐六典』は、通行本よりは其の内容が正しいらしい。今、玉井學士の校勘記によりて、通行本・南宋刊本・『永徽令』遺文の三者を參照して見るに、通行本の卷二十九、親王府の條の官名に

東閣祭酒。西閣祭酒。各一人。從七品上。晋初位從公以上。並置東閣西閣祭酒。宋齊梁陳後魏北齊皆相因。親王府及嗣王上柱國府各有東西閣祭酒。從七品上。皇朝因之。

とあるに對し、南宋紹興刊本は閣字を皆閣に作つてある。然るに此の『永徽令』遺文『第參斷簡』には明確に東閣祭酒一人、西閣祭酒一人に作りあり、官名の沿革より考察すれば閣の字の方が正しいらしい

く、乾隆四年校刊の『新唐書』卷四十九下、百官志、王府官の條に、東西閣祭酒に作れるも正しいと觀られる。既に太子内坊の典内の條も東宮閣内之禁令が東宮閣内之禁令に作られ、閣師が閣師たること前述の通なれば、彼此互審して、凡そ通行本『大唐六典』には閣の字を閣の字に誤傳せる個處が甚だ多い様である。此の『永徽令』遺文が若し完本なりしならば、他の官名にも斯くの如く『大唐六典』の研究上参考となるべきものが多くあらうかと推測せられる。

斯くして此の第四六參四號の(B)の紙背の五斷片の遺文は、夙に支那に於ても我が國に於ても逸亡し、而も我が『大寶律令』『養老律令』の藍本として我が國人には特に關係深きものながら、今や全く其の一部分の再現すらも絶望視せられ居りたる永徽刪定律令格式の成書中の『永徽令』三十卷の沙州に於ける官署公用の謄寫副本の斷簡たることが明確にされたと思ふ。私の此の考證論旨にして幸に誤解の大なるものなしとすれば、僅に東宮王府職員令の條の一部分ではあるが、其の制定後約壹千貳百九十年後の今日に於て、私が之を佛國々立圖書館に於て發見し、その眼福を得て再び之を人間に致し、其の絶えたるを繼いで之を學界に紹介し、以て『永徽令』三十卷の撰上本原典の面影を、一部分ながらも當時の儘に示し得るのは、支那律令の研究者は申すに及ばず、我が『大寶律令』『養老律令』の研究者に全然豫期だにせられざりしならむ所の一資料を提供する譯で、私個人としても自ら欣快措く能はざるものがある。唯惜むべきことはあまりに斷片にして利用價値の絶大ならざることであるが、しかし支

那律令や日本律令の研究には世に其の人あれば、鄙才の私が思ひ及ばざる利用價值を此の斷片に發見せられて活用せられることもあるかも知れぬ。若し然らば、私としても愉快に堪へぬ。此の遺文は實に天壤間の孤本の殘缺にして世界的の寶とも謂ふべく、若し我が國にて發見せられたるならば、即日國寶に指定せらるべきもの、私がはじめて其の眼福を得て本篇を草すること爲つたのも眞に翰苑の一奇縁なりと感せられる。

十一

大英博物館に或る唐令の職員令の唐寫殘簡が存することは夙に學界周知の如くであるが、私は茲に餘考として此の殘簡に就き少し申述べたい。此の遺文は大正二年三月に狩野博士が彼地にて閱覽寫錄せられ、次で羅振玉氏が狩野博士の寫錄より『敦煌石室碎金』の中へ收録せられて廣く學界に紹介せられたものである。但し『敦煌石室碎金』に掲ぐる所は、其の書式や闕文の數などに於て狩野博士手録のものとの多少の差異を生じて居る。私は倫敦府滯留期間が短くして民間の契約文書等を觀るに時間をとられ、此の原本を閱覽する機會を得ず、今尙ほ遺憾に思つて居る。仁井田陞氏も狩野博士の手録に基いて『唐令拾遺』序説第二、唐令拾遺採擇資料の條に登載せられてあるが、之は殘簡尾部の拾壹行を省略されてある。今狩野博士の允許を請ひ、其の手録されたまゝを逐録すれば次の如くである。

〔前 缺〕

人掌倉廩厨膳及田農之事丞一人掌同長餘准此廐牧長二人掌廐

雜畜及乘之事丞二人典府長二人掌庫藏財物工作及市場之事

人

右府官加府史者其國司加置大農一

府二人史四人王未出閣者則並不置

師三公府開府儀同三司府准此

長史一人司馬一人掾一人屬一人主簿一人

記室參軍一人功曹參軍二人倉曹參軍

人兵曹參軍二人行參軍六人典籤二人

事五人十帳內八十人

王府郡王府准此

史一人司馬一人掾一人屬一人主簿一人

參軍一人功曹參軍一人兵曹參軍一人

軍六人典籤二人親事卅九人帳內六十

柱國以下文武職事府

柱國帶二品以上職事者長史一人記室

參軍一人功曹參軍一人倉曹參軍一人

軍六人典籤二人親事卅四人帳內六十

帶三品職事者長史一人記室參軍一

參軍一人倉曹參軍一人行參軍二

二人親事廿五人帳內卅四人帶四品

記室參軍一人行參軍三人典籤二

品職事者記室參軍一人行參軍一

二人

柱國帶二品以上職事者長史一人記室

軍一人功曹參軍一人倉曹參軍一人行

軍四人典籤二人親事廿九人帳內五十五

〔以下 闕〕

此の遺文は極めて短きものたる爲、其の制の何代に屬するかを判定するは甚だ難事である。而して

夙に此の遺文を研究して所見を發表せる學者は王國維氏・法學博士瀧川政次郎氏・法學士仁井田陸氏
の三人で、王國維氏は『觀堂集林』卷二十一の『唐寫本殘職官書跋』に於て

唐寫本殘職官書……共二十八行。前後闕。存親王國。三師三公府。親王府。上柱國以下帶文武職事
府官屬。其體唐時所謂令。而此殘卷則職官令之一也。所以知非隋制者。隋有上開府儀同三司。開
府儀同三司。上儀同三司。儀同三司四級。而此卷惟開府儀同三司一級。與唐制合。又隋時上柱國。柱
國。不問帶文武職事與否。均置府屬。而此則帶職事者。始得置之。又隋制上柱國在三師三公上。

此則在三師三公下。與隋制不合故也。然猶當爲唐初之制。故與六典及新舊兩書志。又大不同。：

…此則開元以前制也。案六典。唐令自武德貞觀麟德儀鳳垂拱神龍太極凡七修。開元初兩修。舊唐
書經籍志又有永徽令。別出九者之外。此卷當即其一。……大興隋制近。則此殘卷或武德令斷片歟。

と論じて居る。要するに王國維は右の遺文を目して親王國・三師三公府・親王府・上柱國以下帶文
武職事府の條と爲し、其の隋制に非ざることは明確なるも、隋制に近きもの故に唐初のものにて、或
は『武德令』ならむかと尙ほ研究の餘地を存することを謂つて居るのである。瀧川博士は『律令の研究』
中の『西域出土の唐職官令斷片に就いて』に於て之を親王國・三師三公府・嗣王府・上柱國以下帶文武
職事府の條と解釋し、而して唐に於て三師の官が三公と共に置かれしは貞觀六年にして、之が初めて
令に規定せられたるは『貞觀令』なれば、此の遺文の『武德令』たる筈は無く、結局、貞觀・永徽・麟德・

儀鳳の四令中の一ならむと論せられた。

瀧川博士の親王國・三師三公府・嗣王府・上柱國以下帶文武職事府とする解釋は私も同感のもので、此の點は慥に王國維氏の説よりも勝れて居り、斷じて然るものたるに相違ないと思ふ。仁井田學士は特別な考證は加へられてないが『唐令拾遺』序説第二の該條にては瀧川博士の説を採用されてある。鄙見に據れば、此の殘卷の初行と第二行とは、正しく『大唐六典』卷二十九の親王府・親事府・帳内府の次の親王國の條と參照すべきものにして、初行の□人の官は恐くは食官長一人なるべく、『大唐六典』にては親王國の食官長の職掌を述べて掌營造膳食事とあるに對し、此の遺文にては掌倉廩厨膳及田農之事とありて略ぼ其の職掌が合致するのみならず、此の推定は初行の丞一人の職掌を述ぶる中に掌同長餘准此とありて此の丞の上官が長の字を有する官名なることを示せるに徴しても明瞭である。其の次の廐牧長二人、丞二人、典府長二人、丞□人の諸官名、これ亦『大唐六典』に符合すれば、之は正しく親王國の條である。次に王國維は、□王府郡王府准此を以て親王府と解せるが、『大唐六典』卷二十九の順序より觀ても親王府が親王國の後に來るとは思はれず、之は慥に嗣王府の方が妥當にして、親王府は寧ろ此の殘卷の前に在るべき闕文中に在る筈である。『大唐六典』卷二十九、諸王府公主邑司の條にては親王府・親事府・帳内府・親王國・公主邑司の順序に配置せられて、親王國の次に三師三公府、や嗣王府、上柱國以下帶文武職事府などの諸府の記載がない。『舊唐書』職官志、『新唐書』百官志等も

同様であるが、『舊唐書』卷四十二、職官志には

薩寶府親王國官及三師三公開府嗣郡王上柱國已下護軍已上勳官帶職事者府官等品。開元初一切罷之。

とあれば『大唐六典』所掲の制以前の唐の舊制にては此の遺文の示す如き三師三公府、開府儀同三司府、嗣王府、郡王府、上柱國已下護軍已上帶文武職事府などが存し、此等が開元の初に廢せられたことが知れる。三師三公府は『舊唐書』卷四十三、職官志などに徴すると、隋の煬帝が之を廢し、唐の武徳中に復た置くとあるが、實は唐初の三師は職事官には非ずして贈官であり、之が職事官として設置せられたのは貞觀十一年にして、『舊唐書』卷四十二、職官志に

貞觀元年改國子學爲國子監。……十一年改令置太師太傅太保爲三師。其三公已下六省一臺九寺三監十二衛東宮諸司竝從舊定。

とあり、自然、三師三公府の存し得るは貞觀十一年以後で、以て此の遺文が、王國維の説の如く『武徳令』の殘卷とは斷じて考へられぬ。『貞觀令』以後のものとする瀧川博士説は王國維の説よりも勝れて居る譯である。而して瀧川博士が永淳以前のものとする推定せらるる考據は、王の出閣と開府との關係に在るのであるが、仁井田學士は『唐令拾遺』序説第二に於て、之を駁せられ、永淳以後も出閣と開府とは伴へる現象なる故、之によりて永淳以前のものとして決定し難しと爲し、『貞觀令』以後、開元初年以

前の令ならむと謂ふ所見を公にせられた。

斯くして此の遺文は此等三氏により研究が爲され、其の『貞觀令』以後のものたることは決定して居るが、其の時代的最下限が決定せられずにある。實に此の遺文のみにては其の制の時代を決定する重要な等鍵が乏しくて、其の最上限のみが三師三公府にて定めらるるのみで、最下限は如何にしても決し能はぬのが當然であると謂はねばならぬ。

私も之に對して眞に學問的科學的なる考據を指摘して以てその制の時代を明確に考定し能はざる者であるが、次に述ぶる諸種の事情と理由とより綜合歸納すれば、決して科學的結論とは謂ひ難きも、恐らくは之が『永徽令』の遺文であり、而も佛國々立圖書館所藏の第四六參四號の〔B〕の紙背の『永徽令』沙州官憲騰寫公用本殘卷と本來は一卷を爲し、之が兩分せられて一部分が佛國に將來せられて第四六參四號の〔B〕と爲り、一部分が英國に將來せられて此の遺文と爲りたるものではなからう歟と考察するのである。

其の理由の第一は大英博物館所藏の燉煌文書と佛國々立圖書館所藏のそれとを點檢比較研究すると、燉煌に在りし時に本來一卷たりしものが兩分されて、一が英國に、他が佛國にそれ／＼將來せられたと思はるるものの多種に存することである。英佛兩國に將來された燉煌文書は等しく燉煌の千佛洞より出でしものにして、其の所藏の淵源を一にするものなれば、同じ種類又は同じ性質の文書が英國

にもあり佛國にもあることは當然であるが、或る一卷のものが分散して兩國へ將來分藏せられ、大英博物館にあるものと佛國々立圖書館にあるものとを接續聯絡せしめて、はじめて一卷の完本を得られたり、或は遺存の量を増し得るものも相當多種にある、私の實物閲覽の經驗に基いて其の確證ある二三を次に例擧する。

(甲) 佛國々立圖書館所藏第貳八貳號の『大般涅槃經』卷第廿三、第廿四の紙背に唐の玄宗の先天二年(即ち開元元年、西曆七一三年)の『沙州燉煌縣平康鄉戶籍殘簡』なるものあり、柱書の沙州燉煌縣平康鄉先天二年籍の一行をも加ふれば都べて拾五行のものである。

〔前 缺〕

二十畝永業

參拾陸畝已受 一十六畝口分

合應受田壹頃壹畝

六十五畝未受

一段貳畝永業 城北七里八尺渠 東渠 西渠 南渠 北張智詮

一段陸畝永業 城北七里八尺渠 東島 西坑 南渠 北君衡

□□□□□□ 城北七里八尺渠 東島 西張行開 南舍 北張君護

一段肆畝永業	城北七里八尺渠	東渠	西張慶	南舍	北張表
一段貳畝永業	城北七里八尺渠	東方福	西渠	南懷靖	北方福
一段伍畝永業	城北七里八尺渠	東渠	西張玄福	南島	北島
一段陸畝永業	城北七里八尺渠	東渠	西渠	南張夜叉	北懷靖
一段肆畝口分	城北七里八尺渠	東渠	西岸	南懷靖	北懷靖
一段貳畝口分	城北七里八尺渠	東懷靖	西客郎	南道	北方福
一段肆畝口分	城北四里八尺渠	東渠	西渠	南渠	北島
沙州	燉煌縣	平康鄉	先天二年籍		

〔後 缺〕

右の殘簡を考ふる上に於て考慮に入れざるべからざることば殘簡斷爛の事情である。私が『歴史と地理』第參拾參卷第貳號所載の拙稿『正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて』の中に於て既に紹介したる通り、佛國に在る第參參五四號の紙背にある『燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍殘卷』は、總計參百零八行を算する貴重なる史料にして蓋し現在遺存する唐代戸籍殘卷の中で其の最も長卷のものであらうが、之を通觀すると本文拾四行を一單位として第拾五行目が必ず燉煌郡燉煌縣龍勒鄉都鄉里天寶六載籍といふ一行の柱書と爲つて居り、柱書と柱書との間に存する本文

は必ず拾四行宛である。之は則ち卷子本の每紙縫の個處に柱書を爲してあつた譯で、従つて燉煌地方にての唐代戸籍原本の本文拾四行一單位なるは、紙幅一枚分の量であることが知られる。然れば右に逐録したる第貳八貳貳號紙背の先天二年籍殘卷が本文拾四行にて、柱書を加へて拾五行あるのは、原本の紙幅一枚分たることを示せるものにして、つまり紙縫の糊の力の弱まりて紙縫の個處にて斷爛したる證據である。即ち佛國のものは先天二年の燉煌縣平康郷の戸籍原本の紙幅一枚分なのであることが知れる。然るに大英博物館にも同じく燉煌縣平康郷先天二年の戸籍殘卷があり、羅福萇氏の『沙州文錄補』に『先天二年殘戸籍』と題して次の如く登載せられてある。

〔前 闕〕

平康郷 先天二年籍

〔中 闕〕

二頃七十畝未受

一段柒畝永業	城北七里八尺渠	東渠	西島	南渠	北島
一段壹畝永業	城北七里八尺渠	東島	西舍	南道	北園
一段壹畝永業	城北七里八尺渠	東島	西舍	南道	北園
一段壹拾畝永業	城北七里八尺渠	東島	西行智	南舍	北島

一段玖畝永業	城北七里八尺渠	東島	西渠	南智衛	北開奴
一段壹畝永業	城北七里八尺渠	東渠	西道	南島	北王方
一段參畝永業	城北七里八尺渠	東渠	西島	南渠	北白駒
一段玖畝永業	城西七毘塞門渠	東渠	西岸	南岸	北墓田
一段貳拾畝 <small>業一畝口分</small>	城西七里宜秋西支渠	東渠	西岸	南渠	北荒
一段肆畝口分	城北四里西支渠	東舍	西渠	南渠	北官田
一段柒畝口分	城西五里西支渠	東索文剛	西島	南澤	北道
一段貳畝居住園宅					
戶主王行智年捌拾					
戶主王行智年捌拾陸歲					

〔後 缺〕

私の觀る所に據れば末行より第二行目の戸主王行智年捌拾の一行八字は後人の戲書に過ぎざるものと思はるれば二頃七十畝未受の七字一行以下は計拾四行の本文たる譯で、これ即ち紙幅一枚分の量であると思はれる。二頃七十畝未受の七字一行の前の〔中闕〕の部の末行には沙州燉煌縣平康鄉先天二年籍といふ十三字一行の柱書があるべき筈にして、而して〔中闕〕の部分の本文が又紙幅一枚分にして拾

四行あるべき筈、而して更に其の前の行にあるべき柱書は則ち上部が缺けて『沙州文錄補』の上に於ても明確に平康郷先天二年籍の八字が残されて居るもの、戸主王行智年捌拾陸歳の次に來るべき行も亦柱書たりしものと考へられる。此の英佛兩國の平康郷先天二年籍殘卷は本來は慥に一巻のものたりしに相違なからう。何となれば第一に柱書の地名と紀年とが符合して居り、第二に書式が全く同じであり、第三に兩殘簡に見ゆる田の地理的位置が略ぼ同じ地點なることである。戸籍や田籍の原簿作製に際しては實用的便利を旨として製簿するのが自然の道理にして、住民や田地の所在位置の順序に登録せらるるが普通の習慣であるから、彼家此家、彼田此田と彼此の間非常なる地理的距離を割んで飛び／＼に點出的に登録製簿するが如きは、特別の理由と事情とのある場合を除き、普通には先づ有り得べからざることである。而して佛國々立圖書館に存する殘簡の拾壹段の地區、即ち拾壹個處の田地の地理的位置は何れも悉く城北七里八尺渠の地點に在り、つまり八尺渠と稱する灌溉用溝渠の流るる一定地域内に位置して居る。英國に存する方は城北七里八尺渠に在るもの七個處、城西七里塞門渠に在るもの壹個處、城西七里、城北四里、城西五里の地域を迂曲して流るる宜秋西支渠に沿へるもの參個處である。

平康郷が洪池・玉關・效穀・洪閩・懸泉・慈惠・從化・燉煌・莫高・龍勒・神沙・壽昌の各郷と共に、少くとも玄宗の開元天寶時代に燉煌縣十三郷中の一郷なるは、私が『歴史と地理』第參拾參卷、第

貳號所載の拙稿、『正史に記載せられたる大唐天寶時代の戸數と口數との關係に就きて』(中)篇にて紹介したる佛國々立圖書館所藏燉煌文書、第貳八〇參號なる天寶九載八月廿七日の年紀の明記せらるる『燉煌縣合今載應納種子粟狀』に徴して明確である。宋の樂史の『太平寰宇記』卷一百五十三、隴右道四、沙州燉煌郡燉煌縣の條には燉煌縣十二郷と記してあるが各郷名を記さざれば、その確實なることは不明で、天寶時代に十三郷たりしものが、何代に何れの郷を燉煌縣より除きたるか知ることが出来ぬ。それは兎に角、開元天寶時代に十三郷たりしことは確實にして、蓋し玄宗の先天年間も亦然りしなるべく、此等の英佛兩國にある先天二年の籍に見える平康郷は燉煌縣内の一郷たる譯で、即ち沙州州内の一郷であるから、此等の籍に見ゆる宜秋渠等は、同じく佛國々立圖書館にある燉煌文書第貳〇〇五號なる『沙州都督府圖經殘卷』なる地理書に見ゆるそれに相違なからう。

此の第貳〇〇五號文書は首尾兩部を缺きたれば、其の書名は不明なのであるが、同じ内容と同じ文句とを有する尾部殘卷が、第貳六九五號の燉煌遺書として、同じく佛國々立圖書館に將來遺存せられて居つて、之にはその卷尾に當る個處に明確に「沙州都督府圖經卷第三」と題せられれば、自然第貳〇〇五號も亦斷じて『沙州都督府圖經殘卷』たるに相違ない譯である。但前に述ぶる通り『舊唐書』卷四十四、地理志、河西道の條に徴すれば、少くとも初唐時代に於ける沙州には都督府は置かれて居らず、涼、肅、甘、瓜、伊、芳、文の各州と共に涼州に置かれてあつた涼州都督府の管下に在つた。然れば

『舊唐書』卷四十、地理志、河西道の條に於ては沙州を下州と爲してある。然れども『新唐書』卷四十、地理志、隴右道の條にては

沙州燉煌郡。下都督府。本瓜州。武德五年曰西沙州。貞觀七年曰沙州。云々

とあり、晉に沙州燉煌郡が下都督府たるのみならず、瓜州晋昌郡も亦下都督府と記載されてあるから、沙州や瓜州には唐の或る時代以後に都督府が置かれたる筈で即ち都督府とせられたる譯である。然らば他の肅州、甘州、伊州等も其の際悉く都督府とされたかと謂ふに決して然らず、『新唐書』卷四十、地理志、隴右道の條にては肅州酒泉郡は下州、甘州張掖郡は下州、伊州伊吾郡も下州である。此の際涼州武威郡は中都督府であつた。此の緣由を知り得べき史料は宋の王溥の『唐會要』卷六十八、都督府の條の次の記載である。

武德七年二月十二日。改大總管府爲大都督府。管十州已上。爲上都督府。不滿十州。只爲都督府。至開元元年。著令戶二萬已上爲中都督府。不滿二萬爲下都督府。

之に據れば、戶數四千内外の沙州が下都督府とせられたるは、開元元年のことであると思はれる。自然、此の第貳〇〇五號の『沙州都督府圖經殘卷』は、開元元年に沙州が下都督府にせられたるより以後に製せられたる地理書にして、嚴密に稱呼すれば『沙州下都督府圖經』殘卷とも謂ふべきものであるが、其の當時の日常語・習慣的稱呼法に於ては、都督府所在地たることが重きを爲して上、中、下の

區別は必しも一々之を謂はず、一般的には沙州都督府と汎稱したるものなるべく、自然此の圖經も『沙州都督府圖經』と命名せられたのであらうと想はれる。斯くして此の圖經は開元元年(西曆七二二年)以後の編纂に係るものと考へらるるが、鄙見を以てすれば、決して個人的私撰のものには非ずして、沙州の官署にて官吏の手によりて製せられたる官撰書であらうと思ふ。『新唐書』卷四十六、百官志、兵部の職方郎中員外郎の條に

職方郎中員外郎。各一人。掌地圖城隍鎮戍烽候防人道路之遠近及四夷歸化之事。凡圖經非州縣增廢。五年乃修。歲與版籍偕上。凡蕃客至。鴻臚訊其國山川風土。爲圖奏之。副上於職方。殊俗入朝者。圖其容狀衣服以聞。

とあり、この事は『大唐六典』卷五、尙書省、兵部の條、『唐會要』卷五十九、尙書省諸司下、職方員外郎の條にも見ゆる。その三年一造、五年一造の規定上の變遷は姑らく措き、唐制にて兵部の職方郎中員外郎等が天下州縣の圖經を編纂したることが知れる。然れども戸部に於ける戸部郎中員外郎等が天下の戶籍簿を編纂するに當り、天下各州がその管下の各縣、各郷、各里にて調査編成したる所の資料に依りて更に編纂上申したる戶籍に基づきて之を撰するが如く、兵部の職方郎中員外郎等の天下州縣の圖經編纂も、必ずや天下各州がその管下の各縣にて調査編成したる所の資料に依りて更に編纂上申したる圖經に基きて之を編纂したるものに相違なかるべく、然らざれば兵部に於ての此の種の編纂は殆

ど不可能事なりと謂つても宜しい。斯く考察する時は、唐代には天下各州、各縣には地方州縣官署にて公撰官撰せられたる州圖經や縣圖經が存したる譯にして、縣圖經は州圖經編纂の資料と爲り、州圖經は則ち中央政府に上達せられて兵部の職方郎中員外郎等の保管監藏に歸し、天下圖經の根本資料と爲るのである。此の『大唐六典』や『新唐書』地理志所見の州縣圖經の制が果して實行せられたるかと言へば、私はその實行せられたることを信ずる者で、其の一確證として『新唐書』卷百六十八、韋執誼傳の記事なる

嘗詣職方。觀圖。至嶺南。輒瞑目。命左右徹去。及爲相。所坐堂有圖。不就省。既易旬試觀之。

崖州圖也。

を擧げ得る。崖州圖を忌みたるは彼が後に崖州司戸參軍に貶せらるる運命に在る爲不知不識の間に之を嫌忌したるものと謂はれて居る。これ德宗や順宗時代に職方に天下の圖經が保藏せられたる確證である。『新唐書』卷百六十六所見の德宗の貞元年間(西曆七八五—八〇四年)の宰相賈耽が隴右、山南、九州圖や、洮、湟、甘、涼各州屯鎮圖六篇、河西戎之篇四篇等を撰述し、『新唐書』卷百六十九所見の憲宗時代(西曆八〇六—八二〇年)の韋澳が帝の命にて十道四方志を取りて天下の風俗志處分語を撰述し得たるも、皆これ隴右、甘州涼州地方等の圖經や天下十道の各州縣の方志圖經等が、根本資料として利用し得らるべく職方に保藏せられ居りしが爲に他ならぬ。然らば此の『沙州都督府圖經』殘卷

は少くとも開元元年以後に、斯くの如き法規と事情との下に沙州都督府の官署に於て官憲の手にて撰述せられたる地理書にして、其の一本は上達せられて中央政府の職方にも保藏せられたるものなるを知るべく、沙州都督府としては此の殘卷こそ州の官署備付けの正本圖經であつた譯である。従つて此の殘卷の書の内容が大に信賴するに足るべきことは茲に喋々するを要しないと思ふ。蓋し此の『沙州都督府圖經』たるや、管下の燉煌、壽昌兩縣にて調査官撰せられたる『燉煌縣圖經』『壽昌縣圖經』とも命名せらるべき二資料に基きて、更に沙州都督府に於て編纂官撰せられたるものであらう。

却說前述の通り、少くとも玄宗時代に於ては、平康郷は燉煌縣十三郷の中の一郷にして、沙州州内の一郷なれば、先天二年(西曆七二三年、即開元元年)に引き續きて甚だしくは歳年の距らざる開元、天寶時代頃の沙州の地理を察知し得るに足るべき内容を有する『沙州都督府圖經殘卷』に見ゆる地理的記載は、平康郷の先天二年の籍に見ゆる溝渠名などを考ふる上に於て大に參考に値する。此の第貳〇〇五號の『沙州都督府圖經殘卷』は總卷長曲尺參丈零尺八寸、天地曲尺九寸貳分の長卷にして文字極めて遒麗なる楷書である。その初の部分に河川水渠を記して

〔前略ス〕原本ニハ句點無シ

無草木。又東北流八十里。百姓造大塿。號爲

馬圈口。其塿南北一百五十步。闊廿步高二

丈。惣開五門。分水以灌田園。荷鍤成雲。決渠降雨。其腴如涇。其濁如河。加以節氣少雨。山谷多雪。立夏之後。山暖雪霽。雪水入河。朝減夕漲。其水又東北流卅里。至沙州城。分派溉灌。北流者二道。一名神農渠 一名陽關渠州西北又分一渠北。名都鄉渠。又從馬圈口。分一渠。於州西北流。名宜秋渠。州城四面水渠側。流觴曲水。花草菓園。豪族士流。家々自足。土不生棘。鳥則無鴉。五穀皆饒。唯無稻粢。其水溉田卽盡。更無流派

とあり、更に「七所渠」の條に孟授渠、陽關渠、都鄉渠、北府渠、三丈渠、陰安渠と共に宜秋渠を擧げて

宜秋渠 長廿里

右源在州西南廿五里。引甘泉水。兩岸修堰十里。

高一丈。下闊一丈五尺。其渠下地宜晚禾。因号爲宜

秋渠。

とある。沙州々治のある沙州城は事實上は燉煌縣治のある燉煌縣城そのものなれば、此の宜秋渠及び其の分派なる宜秋西支渠等は沙州々内の渠であると同時に燉煌縣平康郷内の渠である。城北七里八尺渠の名は『沙州圖經』には見えぬが、既に平康郷先天二年籍に見ゆるなれば、燉煌縣平康郷内の渠なること明瞭で、此の宜秋渠、八尺渠、塞門渠何れも沙州州城の北方及び西方に互りて七里の地に位置したることが知れる。而して佛國にある平康郷先天二年籍にては何れも沙州城北七里八尺渠に沿ふ田地であるが、英國にある方は城北七里八尺渠より城西七里塞門渠、城西七里宜秋西支渠、城北四里宜秋西支渠、城西五里宜秋西支渠に沿ふ田地にして、兩者共に大體沙州燉煌縣城を北及び西に距つる七里内外の地點を流るる八尺渠、塞門渠、宜秋西支渠に沿ふ田地を授けられ居る平康郷内の住民の戸籍殘簡であり、兩殘簡に現はるる田地の地域は明瞭に相隣接して居る。これ佛英兩國に分藏せらるる平康郷先天二年籍が本來一卷たりしことを示すものでなければならぬ。

(乙) 佛國々立圖書館所藏第貳八壹〇號は一見初唐より盛唐時代の寫録に係ると想はるる『老子道德經殘卷』らしいが、其の紙背に總計貳拾六行の『日記體曆書』の殘簡あり、第拾參行目と第拾四行目の間に紙縫ありて、其の内容より検討すれば、此紙縫部を中心として二殘簡が前後轉倒せられて叨に貼

附連續せられたるものであることが知れる。今、意を以て前後の順序を正し、其の首部と尾部とを數行宛例示すると

〔前 缺〕

未金二月九日冊等号 三月廿七日煞阿布思大雨四箇月不

休墻倒盡 十四載丙午火十月四日安祿山范陽反 十一月三

日太原府錄事楊造反告安祿山 十二月十三日祿山兵馬收

東京 十四日祿山入東京城 十五載丁酉火六月十三日駕幸

蜀川 行至金城縣 煞楊國忠太真妃 皇太子從靈州赴

京師 七月一日改爲至德元年

肅宗孝義皇帝與郭子儀十月廿三日皇帝收入京城 十二月八日上

皇入京城 至德二年戊戌不冬元帥郭子儀領十道御度

〔以下省略ス〕

首部は右の如くで、尾部は左の通である。

〔前部省略ス〕

亞父 寶應二年癸卯金七月十二日改廣德元年 二月_下甲辰

正月一日改永泰元年 九月十七日吐蕃到醴泉縣到京城 大

行皇帝幸陝乃吐蕃立廣武王爲帝 永泰二年乙巳十一

月十二日改大曆元年 二年丙午水羌賊南山谷々高玉爲主

大曆三年丁未水 三月搜得羌賊主施酪 上入會昌寺 四年

禾被雨淋悉盡 大曆五年戊申土 三月米一斗八百石 麩五斗

五百石 絹一疋十千石 布一疋五千石 十二月十八日大雪下至七年

(以下缺)

右を通觀すれば、大體玄宗の天寶十三載(西曆七五四年)二月九日より肅宗時代を経て代宗の大曆七年(西曆七七二年)に至るまでの十九個年間の日曆たることが知れる。之を見て直に想見せしめらるるものは同じく佛國々立圖書館にある第貳參八〇號の『日曆殘簡』である。此の第貳參八〇號の紙背は『道教經典殘卷』の卷尾の部分にしてその奥書に次の如く

大唐 開元二十七年二月一日

開元聖文神武皇帝上爲

宗廟下爲蒼生內出錢七千貫敬寫

道士 馮楚瓘 初校

道士 常乘雲 再校

道士 何思遠 三校

とあれば、本來は開元二十七年(西曆七三三年)二月一日に玄宗の勅命にて寫されたる道教經卷であり、之が後に利用されて此の日曆が書かれたるものらしい。而して此の第貳參八〇號の『日曆殘簡』は僅に七行にして次の如くある。

〔前 缺〕

價漸下 三年正月李希烈反 七日收襄城縣 十三日收汝州

三月廿日哥舒 卽收汝州 李希烈改年号補宰相白司官

收汴州又□留蔡州兵馬大強 至貞元二年四月七日中毒被陳

仙期斬頭送_テ城肉市口吸布号天 至六月又斬陳仙期首

扶立吳少成奏來便直勅與吳少成秦州刺史並親家使

貞元三年甲子十月李穎奴反 貞元四年乙丑金 含元殿立

仗御丹鳳樓鑿金雞放大赦天下

〔以下餘白〕

右の内容を檢討すれば、大體、德宗の貞元元年(西曆七八五年)より貞元四年(西曆七八八年)に至る

までの約三箇年間の日曆にして、而して貞元四年の天下大赦にて紙幅が餘白と爲れるより觀れば、之を以て一先づ結了せるものらしく、若し然りとすれば、開元二十七年に淨書された道教經卷の紙背を利用して、貞元四年頃に此の日曆が寫録されたことと爲る。私は敢て貞元四年頃の寫録と謂つて記録とは謂はぬ。その意味は道教經卷の紙背を利用して長年月の間に順次に書き加へたるものではなくして、既に成れる此の日曆を貞元四年頃に此の紙幅を利用して寫録したといふのである。換言すれば此の日曆にては此の殘簡が唯一無二の原本、或は草稿本たるには非ずして、此の殘簡は單に逐録本たるに過ぎぬと謂ふ意味である。何となれば後に述ぶる通り、本來之と一卷たりしものと想はるる大英博物館所藏の日曆の一殘簡は其の内容が開元八年の末より存して居つて、佛國にあるものの紙幅の第貳參八〇號紙背の道教經典與書に記さるる開元二十七年なる年紀よりも前からものが存するからである。若し開元二十七年寫の道教經卷の紙背を利用して逐年逐月順次書き加へたるものならば、開元二十七年一月末日以前の日曆は存在せざる譯である。然るに開元八年以來のもの存するなれば、之は如何しても、既に存したるものを貞元四年頃に寫録したるものとしか解し能はぬ。唯少しく寛かに觀察すれば、或る年次までは開元二十七年二月の道教經典を利用して既に存するものを寫録したるも、或は代宗の大暦年間の末より徳宗の建中、興元を経て貞元四年までに至る若干年間のみは逐年逐月その所藏者が個人的に書き加へたものであるかも知れないとは謂ひ得る。斯かる疑を發せしむる唯

一の根據は貞元四年乙丑金 含元殿立仗御丹鳳樓豎金雞放大赦天下の文句以後の紙幅が餘白と爲りて相當の年月間追記を爲し得る餘地が存する様に見えることである。尤もこれは種々に考察するが爲に考へらるる想像にして、貞元四年頃に、開元二十七年二月に道教經卷の寫されたる紙幅の紙背を利用して、夙に編せられて貞元四年の初まで編入作成せられ居りたる此の日曆を一度に謄寫したるものと觀ても別に支障はない譯である。

斯くして佛國にある第貳八壹〇號紙背のものは、玄宗の天寶十三載二月九日より代宗の大曆七年まで存し、第貳參八〇號のものは德宗の貞元元年に始まり同四年に終つて居つて、前者の尾部と後者の首部との間に、代宗の大曆八年(西曆七七三年)より德宗の建中、興元を経て貞元元年(西曆七八五年)に至るまでの十二年間の缺如があるが、兩殘簡の書法、内容上より觀て、兩者本來一卷を爲せしものならむこと甚だ明白であると思はれる。然らば第貳參八〇號の紙背はその奥書の文意より觀て道教經卷々尾殘簡と見られるが、第貳八壹〇號の紙表より類推すれば、蓋し實は『老子道德經』の卷尾たる譯であると思ふ。

却說佛國にある此の唐代日曆の二殘簡が本來一卷のものたることが明にされた結果、更に興味を惹かるるものは大英博物館所藏の同種の書である。大英博物館のものは狩野博士の手録より羅福婁氏の『沙州文錄補』の中に登載せられて『開元天寶殘史書』と題されてあるが、私の觀る所を以てすれば其の

貌は原本の儘ならざるものの如く、『沙州文録補』の印刷上にて二十六行あれど、原本にては三十行以上
上に及ぶものと推察せられる。今『沙州文録補』より其の首尾兩部を數行宛例示すれば

〔前 闕〕

勅置團兵教試 九年壬戌水□點 六月十一日被六胡州 十

一月一日天下大赦 開元十年癸亥水 正月十五日駕幸東

京 九月二日摧梁山反 開元十一年甲子金 正月駕幸并州

便還京改并州爲太原府下王皇后爲庶人 二月六日拜南郊

天下大赦 十二年乙丑金 十月廿三日駕幸東京 十四年

〔以下省略ス〕

右は玄宗の開元八年(西曆七二〇年)末より存して居る譯であるが更に尾部を見れば

〔前部省略ス〕

六載戊子火 正月十二日拜南郊 七載五月十三日冊尊號

幸溫湯 八載六月冊尊號度僧尼十二萬人大赦云々 九載

辛卯木 五月七日崑崙進犀牛 十一載四月九日王洪邢宰

反 十二載甲午金 十月七日修興慶宮白米一斗一百文

十三載(以下同)

とあり、天寶十三載(西曆七五四年)の初まで存する譯である。王國維氏は此の内容を研究して、開元九年(西曆七二二年)より天寶十三載までありと謂ひ、而も幹枝が一年宛進み過ぎて居つて、例せば開元九年は辛酉歲なるべき筈なるも此の日曆にては壬戌歲となされある外、史實に於ても『新唐書』『舊唐書』の記載と合致せざる點多きを指摘し、蓋し占家使用の曆書にして以て禍福を驗するもの、史家の編年書に非ずと謂つて居る。なるほど此の大英博物館のものは幹枝が一年宛進んで居るが、佛國にある二殘簡の方も天寶十五載丙申とあるべきものが一年進んで丁酉とあり、至德三年戊戌たるべきが己亥とあるのみならず、大曆元年丙午たるべきものは一年遅れて乙巳と爲り居り、幹枝に一年の遅速があるかと思へば、寶應二年癸卯は正しく癸卯と爲されありて、幹枝の正確なる個所もあり、或は貞元四年戊辰たるべきものは三年も遅れて乙丑と爲つて居る。之は不可思議なる現象であるが、其の誤謬の緣由する所は略ぼ推定が附し得られる。それは改元が正しく理解せられざりしことに緣由する。例せば代宗の寶應二年癸卯歲は廣德元年にして、廣德三年乙巳歲が永泰元年、永泰二年丙午歲が大曆元年の筈であるに拘らず、此の日曆に於ては、前掲の通り、寶應二年癸卯歲七月十二日廣德元年と改元せられ、廣德二年甲辰歲正月一日永泰元年と改元せられ、永泰二年乙巳歲十一月十二日大曆元年と改元せられたりと記し、茲の場合にても年號の繰り法が一年だけ縮められて、幹枝の方が一年だけ進

み過ぐる有様と爲つて居る。然れば幹枝は必しも正しくはないが、其の年に繋けたる記載が悉く信ずるに足らぬといふ譯ではなからうと思ふのである。之が果して占家の禍福を驗する爲に製せられたるものなりや否やは尙ほ研究の餘地があると思はれるが、此の考覈は茲にての當面の問題に非ざれば敢て論及しない。

斯くて此の大英博物館のものは開元八年末より天寶十三載の初までであるが、之は恰も佛國に在る第貳八壹〇號紙背の首部に接續するもので、佛國のそれが未金二月九日冊等号。三月廿七日煞阿不思。大雨四箇月不休。墻倒盡。十四載丙午(乙未)火十月四日安祿山范陽反。云々とあるは明確に之を證明して居る。然れば佛國にある二殘簡と英國にある一殘簡とは本來一卷を爲せしもので、之が斷爛して英佛兩地に分藏せられたることが知られる。従つて大英博物館所藏のものも其の紙背は恐くは『老子道德經』殘卷であらう。

(丙) 佛國にある第貳七七六號燉煌文書は其の紙表は『付法藏傳』殘卷にして佛法傳統弘通の功勳者を列擧したる書卷の第二十四代付法藏人聖者師子比丘と第二十五代付法藏人聖者舍那波斯との兩人の傳の條の殘卷にして、其の紙背は某佛寺に於ける麴の支出目錄の殘卷と想はるるもの

〔前 缺〕

瑤日衆僧齋用 麴柒斟看吳判官絳衣及衆

僧等用 麩伍斗贈閣僧政用 麩壹碩五日修油梁
 衆僧及人夫解齋齋時及夜飯等用 麩陸斗伍
 勝兩日般擊隨車牛人夫衆僧等用 麩壹
 斗伍勝第三日衆僧易擊齋時解齋用 麩壹

〔以下省略ス〕

の如き體裁にて前後を缺けども、計五十行を遺存して居る。然る處、大英博物館所藏燉煌文書にて該博物館の登錄番號スタイン氏將來文書第參六六號なるものに其の紙表に佛寺に於ける麩、查、豆の支出目錄と思はるるものあり。

〔前 缺〕

碩伍斗師僧貸將收不得用 麩壹碩秋禮時
 與載麩車牛用 查拾貳餅西窟上水雇馳用
 查伍餅僧官窟上造設時雇馳用 查伍餅
 七月十五日燒培用 查參餅與牧羊人餒瘦羊
 用 豆壹碩二月與菌子訥讚用 又豆壹碩壹

〔以下省略ス〕

の如き體裁にて、前後を缺けども、計十二行を遺存し、而して其の紙背には奇しくも『付法藏傳』殘卷があり、而も實に第二十三代付法藏人聖者鵝勒那夜奢の傳の條がある。此の兩者は慥かに本來一卷に爲り居りしものにして、一面に於て『付法藏傳』殘卷が第二十三代、第二十四代、第二十五代と順序よく聯絡し得ること、他面に於て佛寺に於ける麴、麩、査、豆の支出目録が順序よく聯絡し得ることは、共に其の本來は一卷中のものたりしことを確實に證明して餘ありと謂へる。

(丁) 又他の一例を擧ぐれば、佛國にある第參貳九〇號にして、紙表には『前子弟銀青光祿大夫檢校太子賓客索定遷を改めて節度押衙に補する牒文』があり、至道二年(西曆九九六年)三月十日の年紀を見る。其の紙背には『己亥年十二月二日執黃麻人の都師善清、寺主戒福、徐僧正等が佛寺の庫舎に就きて黃麻の會計検査を爲したる文書』と共に、北宋の太宗の至道元年(西曆九九五年)正月一日付の戸田籍の殘卷があり、前後共に缺けて居るが

〔前 缺〕

畝東至陰富全西至

至道元年乙未歲正月一日 人戸 曹妙令戸

戸陳殘友

都受田伍拾柒畝

請東河鰲渠地壹段共伍拾柒畝東至道西

至小戸地南至姚丑兒北至張寧兒

至道元年乙未歲正月一日 人戸 陳殘祐_下戸

〔以下略ス〕

右の如き體裁を以て曹妙令、陳殘祐_下、劉保定、景願富、董長兒、索昌子の六人にして八個所の田地の籍があり年紀は等しく至道元年正月一日付である。然るに大英博物館のスタイン氏將來文書第四壹七貳號なる文書は、長さ曲尺一尺五寸一分のもの悉く戸田籍にして、前後は共に缺けて居るが

〔前 缺〕

戸何石住

都受田壹頃拾畝

高安_{二三} 請東河灌進渠地壹段共壹頃拾畝東至大渠西

至荒南至官田北至_下富_定

至道元年乙未歲正月一日 人戸 何石住戸

戸高安三

都受田柒拾伍畝

請東河灌漑渠地壹段共柒拾伍畝東至索昌子

西至荒南至何石住北至索富住

至道元年乙未歲正月一日 人戶 高安三戶

〔以下略ス〕

の如き體裁を以て何石住、高安三、索富住、李興住、張富昌、索住子の六人にして六個所の田籍が記され、共に年紀は北宋太宗の至道元年正月一日付で、之は羅福蓑氏の『沙州文錄補』の宋戶籍の條の乙にも夙に掲げらるるものである。此の英佛兩國にある兩片の宋代の田籍が本來一卷なりしもの各一部分なることは更めて喋々の論證を要せず、本來は田籍文書にして、之が後に利用せられて索定遷を節度押衝に改補する牒文が書せられたことは牒文の方に至道二年三月十日の年紀あるにても明であり、英國の方の紙背には勅歸義軍節度使牒なる一行大字の題書と使檢校太師兼中書令天籙西平王曹なる一行の題書があり、戶田籍の方が本來の文書なること明確である。

此等(甲)(乙)(丙)(丁)の例の如く燉煌にて一卷たりしものが分散して、一部が英國に齎らされ、一部が佛國に將來されたものの相當に多いのは事實である。但し此の種のもの如何に多種あればとて、佛國にある『永徽令』殘卷と大英博物館の『唐職員令殘簡』とが本來一卷たりし證據とはならぬが、

斯かる事情の上に、次に述べる第二以下の事情と理由とを綜合參稽歸納すれば、恐くば兩者同卷たりしことを謂ひ得られるかと思はれる。

其の理由の第二は、第十一行目の□王府に對して王國維の親王府説を排し、瀧川博士並に私の嗣王府説を以てすれば、親王府は此の遺文の前部に先行すべき闕文の中に在るべき筈にして、自然の順序上、佛國にある所謂『第四斷簡』の内容と此の遺文の内容とが相互に聯絡を生じて來ることである。即ち所謂『第四斷簡』は、『大唐六典』卷二十九に參照すれば、親王府の條の傳一人に始まりて士曹參軍事の條まで遺存して居るのであるから、それ以下にては親事府、帳内府が缺けて、續きて英京の此の遺文の親王國の學官長、食官長、廐牧長、典府長へと連續し得られ、而して親王國の條の次に三師三公府、開府儀同三司府、其の次に嗣王府、郡王府、更に其の次に上柱國以下帶文武職事府とあるのも順序が宜しく、恐くば、更に其の次には公主邑司が接續するのであらうと思はれる。

其の理由の第三は巴里に在る『永徽令』殘卷も、倫敦に在る此の『唐代職員令遺文』も、共に其の書式を同じくせることである。即ち一行の字詰は十七字、十八字、十九字、或は二十字と各行不同なることと彼我相等しく、各官の職掌を割註として記せる書式、官署名の書式、及び「開府儀同三司府准此」と「郡王府准此」の註記を一行の小字に書き下して其の行の右側へ偏書してあることなど、全く一軌に出づる如く見える。

其の理由の第四は巴里にあるものは齋帥局の名稱の沿革より觀て貞觀十一年以前に遡り得ずして、『武德令』にては濟司局と稱したる筈なれば、齋帥局の名稱は貞觀十一年以後、龍朔二年に典設局と改稱せらるる以前の期間の制であるが、此の倫敦のものも三師三公が職事官としての同時存在の點より觀て、貞觀十一年以後の制であることである。貞觀十一年改制以前の三師は贈官なれば、當時三師三公府の開設せられたる筈は無いのである。

其の理由の第五は其の紙質、其の文字の大小、書風、その紙背に巴里のもの如く佛教々義問答書の如きものが有るか無きかの問題である。私は前述の通り、英京に於ける滞在短くして、不幸にして之を目撃して居らず、此の三條件に對しては是非を考定する資格が無い者である。之を狩野博士に示教を仰ぎしも、博士も閱覽後既に長歲年——二十三箇年——を經過したれば、紙背文書の如何なるものなりしかに就きては今は記憶に存せずとのことにて、紙背文書よりの推定は遽かに爲し得ない現況に在る。其の文字の大小、筆致の如何に就きては、大體一行に十七八字詰にして、卷子本の天地の高さも大體燉煌發見遺書の一般に普通なるは曲尺九寸六分内外なれば、其の文字の大きさも大體の推定が附し得られ、狩野博士も同様に感せられ、且つ不幸にして寫眞は將來せなかつたが、文字は相當美筆なりし如くに記憶するとの由なれば、略ぼ佛國に有るものと符合する様にも推定解釋し得られる。佛國にあるものは唐代に所謂黃麻紙を使用してあるから、英國にあるものも亦黃麻紙であらうと思ふ。

此等の五個の理由は何れも相對的のものにして、以て眞に學術的なる結論を得べき考據とは致し難く絶對的考據としては如何しても、紙背に佛教々義問答書が存するや否やの點を唯一のものとして考へなければならぬので、これの明に爲らざる限は決定的の斷言は保留せなければならぬ。又或は實物調査の曉には紙背に佛教々義問答書は存在して居らぬかも知れず、それは本來一卷たりしものにてても偶、大英博物館所藏の殘簡の紙背の部分にて餘白と爲つて居つたかも知れぬからである。従つて私は茲に敢て力強く主張する譯には非ざるが、右に列擧したる五理由より歸納して姑らく、大英博物館所藏のものは本來は佛國々立圖書館所藏のものと同卷たりしものにして、而して後者が唐の永徽二年閏九月頃謄寫されたる沙州官署公用の『永徽令』の職員令の東宮王府官の條の殘簡なりと判定せらるる以上は、之と内容上に於て聯絡すらも存する前者は、これ亦『永徽令』の職員令の永徽二年閏九月頃謄寫の殘簡ならむと推定せむとする者である。大英博物館のものにも第七行より第十行に互つて印文の讀めざる一顆の朱印影ありと謂ふが、これ恐くは曲尺一寸八分四方の「沙州府印」であらうと想ふ。

以上述ぶる所、論甚だ多岐に互り、且つ幾多の臆斷もあり、叙述の方法も或る部分に於ては甚だしく散漫冗長に流れたるが、之は此の『唐鈔本唐令の一遺文』の紹介説明並に之に對する鄙見を述ぶるを主目的としたると共に、之に關聯して引用し得べき燉煌發見の種々の珍らしき史料をも併せ紹介せむとする副目的をも含ましめたるが爲にして、補註とも爲すべきものをも本文の中に叙述したるに依り

て、往々冗長の毀を受くべき個處を生じたのである。

尙ほ大英博物館所藏の『唐寫本職員令殘簡』に關しては、確固不動の絶對的價値ある考據がある譯ではなく、單に相對的理由より歸納したる鄙見を餘考として附記したるまでで、謂はゞ本篇の附録の様なものであるが、本篇に關聯せしめざれば説明し難き點多き爲に、敢て説及したのである。博雅の群賢に、此等の點を諒とせられて是正を賜はらむことを、切に冀ふ次第である。(完)

増記

私は昨昭和十年四月、史學研究會講演會にて之を講演其の後少しく補正を加へて同年六月二日に本稿を完成し、其の第一回、第二回を『史林』の同年七月號、十月號に掲載し、殘餘は篋底に藏して掲載の機會を待つた。私は目下『史林』編輯擔任の一人で其の爲、他に原稿あらばなるべく之を同誌に掲載するを以て禮なりと考へ、現に本年四月號には一度印刷所迄も渡つた第三回の續編を取り戻して某氏の論文を掲げる様なこともあつた。自然本稿は昨年六月迄の學界の進運程度に立脚して成せる論考である。然るに本年六月號の『國家學會雜誌』第五十卷・第六號に仁井田陞學士の『ヌタイン探檢隊敦煌發見法律史料數種』なる一篇が掲載せられ、同氏よりの惠賜にも與つた。之によれば同氏は大英博物館所藏の唐令殘簡の寫眞を入手せられ、從來知らるゝものよりも前後に於て各二行、並に毎行の行頭・行尾にて數字宛を讀み増されたとして次の如く紹介せられた。

昭和九年七月二十日初稿了
昭和十年四月二十日史學研究會講演
同 年 六月二日補正了

〔前 闕〕

三人掌行署史六人掌同典衛八人掌諸守舍文案

人四人掌驅使之事學官長一人掌供學館之事食官長

一人掌倉廩厨膳及田農之事丞一人掌同長餘准此廐牧長二人掌

牧雜畜及車乘之事丞二人典府長二人掌庫藏財物工作及市易之事

二人

右府官加府史者其國司加置大農一人

府二人史四人王未出閣者則並不置

三師三公府開府儀同三司府准此

長史一人司馬一人掾一人屬一人主簿一人

記室參軍一人功曹參軍二人倉曹參軍

二人兵曹參軍二人行參軍六人典籤二人

親事五人十帳內八十人

嗣王府郡王府准此

長史一人司馬一人掾一人屬一人主簿一人記

室參軍一人功曹參軍一人兵曹參軍一人行
參軍六人典籤二人親事卅九人帳內六十九
人

上柱國以下帶文武職事府

上柱國帶二品以上職事者長史一人記室

參軍一人功曹參軍一人倉曹參軍一人行

參軍六人典籤二人親事卅四人帳內六十一

人帶三品職事者長史一人記室參軍一人

□曹參軍一人倉曹參軍一人行參軍二人

□□二人親事廿五人帳內卅四人帶四品職

□□記室參軍一人行參軍三人典籤二人

□五品職事者記室參軍一人行參軍一人

□籤二人

柱國帶二品以上職事者長史一人記室參

軍一人功曹參軍一人倉曹參軍一人行參

